

## 国土審議会第三回近畿圏整備分科会議事録

日時：平成13年11月13日(火) 15:00～17:00

場所：三井アーバンホテル大阪 6Fホール

事務局（榎本審議官） 国土審議会近畿圏整備分科会の委員及び特別委員の総数16名のうち、定足数でございます半数以上のご出席を賜りましたので、ただいまから国土審議会第3回近畿圏整備分科会を開催させていただきます。

なお、お手元の配席図の中で、篠崎委員及び本間委員がご出席のような形に書いておりますけれども、急遽ご欠席と承っております。

申し遅れましたけれども、私、国土交通省官房審議官の榎本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日はご多忙のところ、近畿圏整備分科会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。早速議事に入らせていただきますので、議事の進行は新宮分科会長にお願い申し上げたいと思います。

新宮分科会長 それでは議事に入らせていただきます。議事進行によろしくお願をいたします。

本日は工場等制限制度の今後のあり方につきまして、工場・大学立地の観点からの学識経験者の方のご意見及び関係いたします地方公共団体の方からのご意見を伺いたいと思っております。

議事次第をごらんいただきますとおわかりかと思いますが、意見陳述をいただく方々には、大変お忙しい中をご出席くださりまして、本当にありがとうございます。ありがたく厚く御礼を申し上げます。

ただ、この方々大変お忙しい方々でございまして、ご参加いただける時間の都合上、本日の議事は、林敏彦教授の意見陳述、太田大阪府知事の意見陳述、そのあとに工場立地の状況について事務局から説明をいたしまして、そのあとに吉田和男教授から意見陳述をいただき、こういう時間配分になっておりますこと、ご了承をいただきたいと思います。

まず最初には林敏彦先生からの意見陳述をお願いいたしたいと思いますが、事務局から先生のご紹介をしていただいて、そのあとでご意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局（山本参事官） 大阪大学大学院国際公共政策研究科林敏彦教授でございます。林教授は、ご専門は応用ミクロ経済学についてでございますが、関西経済や大阪の産業や中小企業のあり方等につきまして、各方面において精力的な議論を展開されておまして、本日はこのようなお立場から工場等制限制度について、おもに工場立地に関しご意見を賜りたいと思います。

なお、林教授におかれましては、本日所用のため、本分科会には15時30分までのご臨席となります。

林教授、よろしく願いいたします。

林教授 大阪大学の林でございます。現在国際公共政策というところに所属しております。公共政策を講じております。本日いただきましたテーマは、工場等制限制度の今後のあり方に関して意見を申し述べるようにということでございました。大変押し詰まって資料を提出して申し訳ございませんが、ほぼそれに沿いまして私の考えを述べさせていただきます。

はじめに、工場等制限法のねらい、これは皆さんご案内のとおりでございますが、条文の第1条をそこに掲げておきました。近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、昭和39年の成立でございます。

第1条に目的が明記してございますが、ほぼ40年前になりますが、高度成長期に都市部への急激な人口集中、これを抑制しようとしたことが目的にうたわれております。忖度いたしまするに、理由は2つあったのではないかと。第1は、急激な人口流入に対して都市部のインフラ建設が追いつかない。したがって、そのままでは都市部の過密状況が悪化するのをこれを避けたいというねらいが第1であります。

第2は、工場等に様々な経済活動が集積するということは、国土の均衡ある発展の観点から望ましくないという視点があったのではないかと思います。そのため既成地域に立地することのできる工場に制限を設けたというのが法律の趣旨でございます。

しかし、高度成長期にこそ農村から都市部への人口の急激な移動が起こり、都市の集積が膨れ上がるということが起こりました。その後の都市運営は、主としていかに都市へ向かっての人口流入を制御するかということに主眼が置かれていたかと思います。

しかし、一足飛びに今日の状況を申し上げますと、都市部からの人口の流出ということがすでに起こっております。とりわけこの地域では1995年の阪神・淡路大震災におきまして、神戸市は一挙に10万人の人口を失う、これは自然災害によっておりますが、を経験いたしました。人口流出は過疎地の現象ではもはやございませんで、都市部が人口流出を経験したということでもあります。

しかも、国全体としての少子傾向、人口減少傾向ということで、問題は当時の高度成長期、黙っていても人口が都心に集まってくるという事情は完全に一変しているわけでございます。

そのほか、今日までの事情の変化を列挙してみますと、産業構造の変化、あるいは都市立地そのものが悪化してきている、制限法がなくとも都市への立地が困難になってきている、東京一極集中こそ進みましたが、地方都市の相対的衰退が起こってきている、制限法は東京、大阪、そのほかの地域に制限をかけていることでございます。

次の点は私の意見ですが、国土均衡を目指すことによって、国内のいわば国体級の競争は促進されたかもしれませんが、国際競争に勝てるオリンピッククラスの選手、そういう地域が出現しなかったということでもあります。国内での競争は、ドラフト制度じゃありませんけれども、あるルールのもとに均等化した側面があるかもしれないが、そのことによってオリンピックで勝てる地域がなくなった、これは大変大きな国家的損失であるという認識をもっております。そしてそのそもそもから言いますと、インフラが追

いつかないからという理由でそういう結果を招来したということは、まさに角を矯めて牛を殺したのじゃないか。

次に環境変化としては、規制政策が命令管理型からインセンティブ型へ移行してきている。そういう流れの中で、まさに立地を制限するというのは命令規制型でありまして、これも時代にそぐわなくなっている。

今日都市が抱える問題、都市政策の課題、第3の項目であります。都市人口の減少、中心市街地の衰退、市街地内工場等の老朽化、たとえば環境対応しようとしても、敷地を広げられないといった問題、すでに周辺圏域への工場の分散、これはインフラが整備されたおかげで、近畿圏でもかなり進んでおります。大阪ベイエリアの再開発の必要性、特に南港から堺へかけての産業の集積というのは、少し前の産業集積は残っておりますが、これを転換しようとしてもなかなかうまくいかないという部分があります。

大学のことについては後に吉田教授がお話をなさると伺いましたので、最後の点を強調したいわけですが、今日のIT時代におけるアジア、中国等との地域間競争への対応ができないままでは、これが大変問題だと思います。地域間競争は国内の問題ではございませんで、たとえばシンガポールとか、韓国とか、マレーシアとか、そういった国々、さらに中国が巨大な力をつつつありますが、そういったところと国際的に地域が競争していくうえで、いわば武器を持たされないといいますが、手足をしばられたまま国際競争にほりこまれていくということは、大変に残念なことであると思います。

与えられた時間、10分でございますので、結論まで申し上げますけれども、制限法を廃止すべきであるというのが、私の考えです。制限を廃止したからといって、今日都市が抱える問題、あるいは関西が抱える問題、日本経済が抱える問題が解決されるとは思いません。しかしながら、これははじめからなくてもよかった法律ではないかと思えます。

やや大げさなことを書きまして、憲法第22条を引き合いに出しましたが、「居住、移転及び職業選択の自由は、何人もこれを有する」と書いてございます。それを制限する法律を維持するからには、制限しなければ公共の福祉が維持できないという拳証責任は、どちらにあるんでしょうか、いまではおそらく政府の側にあるのではないかと。その立証ができないのであれば、廃止するのが当然じゃないかと思えます。

簡単ですが、以上で終わらせていただきます。

新宮分科会長 どうもありがとうございました。

大変簡潔・明快にご意見をいただきましたので、少し時間がございます。委員の方々からご質問なりご意見ございましたら、お願いをいたしたいと思えます。

林教授 補足させていただきますと、ややご説明申し上げたいと思えますのは、いわゆる集積の利益という点でございます。最近、経済学の考え方も変わってきておりまして、何かの理由によってある地域に集積が始まりますと、集積が集積を呼ぶ形でそこに産業とか、人口とか、情報の集積が起こっていく。そしてそれはある種当然な成り行きであります。それがお互いに利益を高めて、それが都市を形成する中心原理になっているというのは、いまも昔もかわらないところだと思います。

ところが、今日ではIT時代で、情報が昔とは違ったスピードで行き交います。そうしますと都市の集積の重要性も増している側面があります。一般には高度情報化時代に

なりますと、工場の立地は都心でなくてもできるようになるというふうに思われがちでございませうけれども、実はそうではなくして、シリコンバレー、そのほかのところを引き合いに出すまでもなく、かえって集積が進んでいく、そして集積の利益が発揮される。そこでの集積の利益というのは、顔を見ながらの情報交換とか、あるいはお金が集まってくる、アイデアの交換が起こるといった部分を中心に起こっているわけでございます。

これが必ずしも工場の敷地面積に比例するとは思いませんが、しかしながら、集積の利益を発揮できないようにするということが、さっき申し上げました大変な損失ではないかと考えているわけでございます。

そういたしますと、都市対周辺部との利害の対立ということも、かつては問題になったでしょうが、現在ではどこかにチャンピオンをつくらなければいけない、どこかにオリンピック選手をつくらなければいけない。そしてそのオリンピック選手が国際競争に頑張ってくれる中で、次第にすそ野が広がっていくというふうな、戦略的な発想をしなければいけない。

これは申し上げますと、MITのポール・クルーグマンという教授の経済理論の中心がそういう考え方でありませう。したがって、以前よりも集積の利益に対する評価といたしますか、これは非常に高くなってきていると思ひます。その点をつけ加えさせていただきますと思ひます。

もう一つは、最後に憲法違反ではないかと書きましたけれども、若干個人的な意見を申し述べさせていただきますと、わが国の行政というのは、特に中央官庁におかれましては、公平性ということをお非常に重要にお考えになりまして、一国二制度はだめということをおよくご主張になります。しかしながら、一国二制度はこれを許さずということは、私の知る限り、日本国の法律のどこにも書いてありません。これが国民的コンセンサスであるというのなら、きっと法律のどこかに書いてあるのではないかとと思ひますが、憲法はじめどこにも書いてありません。であるとすれば、その言い方は、むしろ勘繰った言い方をすれば、行政サイドが仕事をしやすくするための言い方ではないかとすら思ひられます。

そういう中で実は工場等制限法をつくったということは、特定地域には違う制度を導入したということでありませうので、そもそもそれは本来は一国二制度はだめという考え方とは相容れないことをやっているわけでありませう。相容れないことをやったからには、それなりの理由がなければならぬ。その理由が、冒頭に申し上げた都市部への過度な集積、これが国民経済的に見て好ましくないという判断があったものと思ひられますが、すでに述べましたとおり、その判断の根拠はすっかり失われてしまっているということが、基本的な考え方でありませう。

関西の事情については、後ほど大阪府知事さんもおいらっしゃいますし、実情をお話いただけるものと思ひますが、古くからの立地があるところでは、環境対応とか、新しい技術を導入するとかという形で、現在の工場や事務所を改築・増築したいという場合に、この制限がかかって、現在いる場所での操業をあきらめて、外注するなり、工場移転するなりしなければならぬといった事例は、後ほどデータとしても出てくるのではないかとと思ひます。そういうことが起こっております。

大学が「等」の中に含まれておりまして、私ども大阪大学も大阪市内からすべての学

部を郊外へ移しまして、全くこの対象となっているわけでございますけれども、大学というものはいろんな学部がありますけれども、幾つかの学部は都心に立地して、日常都心の空気を吸いながらでなければ問題意識が育たないといった部分があります。経済学部とか、政策とかいうことはきっとそういうところが非常に強いのではないかと思います。

しかし、制限法が唯一の理由ではございませんが、たとえば大学設置基準の中に、運動場をもちなさいとか、すべて設備は所有していなければいけないという条項がございます、そのために都心のビルの中で大学を提供するということが現在できない状況になっております。

しかし、こういうものも併せて再考をお願いしたいところでございまして、そういたしますと都心に大学が回帰する。そうするとそこには若者が集まる、まちの賑わいが取り戻せる、新しいアイデアがただちにまちの人との間でフィードバックが起こるといったことを、大学側としても夢を見ているわけでございますので、ぜひそういう方向に向かっての動きが起こってほしいものだ。一部にはすでに関西でも財界を中心にそういうふうなお考えの表明が相次いでいるようにも思いますけれども、法律の面でもそういうものをバックアップしていただきたいと思っております。

以上、若干の追加をさせていただきました。

事務局（林審議官） 直接関係をするかどうか、若干疑問がありますが、2つほど質問させていただきます。

まず一つは、先生ご説明されましたように、今後アジア、とりわけ中国との競争に対応するためには、日本の地域としてオリンピック選手の出現をさせなければいけないということを言われたわけでございますけれども、その際に、東京というのは一つの可能性がある地域だろうと思うんですけれども、東京を現在ここまでしてきたのは、先ほどおっしゃった集積の利益ということなんでしょうが、しかしながら、東京について外国の方に、いま東京で魅力を感じないところはどこだ、デメリットはどこだと聞くと、必ず答えるのが2つなんです。一つ通勤混雑、もう一つは地価の高さ、いわゆる一般物価ではなくて、家賃等の地価の高さということが言われるわけです。

この点は当然のことながら、集積の利益をある意味では上回る集積の不利益に東京は達してる状況ではないかという判断も成り立つわけですが、じゃそれをどうするか。考え方は2つあって、一つは先生おっしゃるように、むしろそういった東京のキャパシティを拡大をするというのが一つの解決策だろうと思うわけでありまして、政府のほうもそういった観点で都市再生にいま取り組みはじめているわけですが、その際にもう一つの、従来国土政策としてやってきた分散政策、この工場等制限はむしろ東京にくるのを規制するということですが、これと裏腹に分散政策というのをやってきたわけですが、この分散政策というものについては先生はどのように評価をされるのかというのが1点。

もう一つは、そもそも現在の東京一極集中というものについて、これ自体をどう評価をされるのか、東京は、オリンピック選手級の選手をつくるのであれば、もっと集中をさせるべきなのかどうか、どう評価されるのか。私自身はもっと競争相手をつくったほうが良いと考えておるんでございますが、その点についてどう評価をされるのかという

ことと、その評価の結果としてどう改善をしていくべきかという点、この2つについてご意見をお聞かせいただければと思います。

林教授 別に身内ではございませんので、率直にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず東京問題が集積の利益を上回る混雑の不利益のほうが大きいのではないかと、これは誰が判断するかというと、足による投票という考え方がございますように、移動が止まるかあるいは退出が始まるかということがリトマス試験紙になっていて、統計やデータを取って過密の利益、被害と、集積の利益のどちらが大きいかというのは、私はあまり意味がない、それをわかっているのは住人、わかっているのは企業ですから、利益があると思えばそこへ人は集まりますし、弊害のほうが大きいと思えば出ていきますので、したがって、東京からの人口流出が始まったときには、デメリットのほうが大きくなったんだろうというふうに考えればよいと思います。

ただ、東京はアメニティを拡大し、利便性を拡大しということで、だんだんキャパシティを大きくしてはいますが、よく関西は地盤沈下を嘆いて、東京を阪神タイガース的に、悪いのはあっちだというふうなことを申しますけれども、私は東京はもっと発展していただけたらいいと思うんです。限界がくれば必ずターニングポイントがくると思います。または東京自身が絶えず変革を続けていかなければ、東京自身がロンドンや、ニューヨークや、そのほかの国際都市と競争してるわけですから、魅力ある人材や、お金や、モノを引きつけることはできないわけで、それはそれで十分にやっていただけたらいいと思います。その点が東京に関する私の感想であります。

ではこれまで意図的に分散政策を取ってきたが、それについてどう評価するかということでもあります。政策の目標というのは、効率性を追求するか、公正さを追求するかという2通りのものがある。効率性を追求するのであれば、集まりたいところに人や工場を集めて、効率性を発揮してもらうのがいい。しかしながら、国土の均衡ある発展というある種のシビルミニマム的な発想で経済活動を分散しなければいけない、これは私もそれはわからないわけではありません。しかしながら、いつの時代にも正しい効率と公正へのウエイトの置き方、不変のウエイトというのはあり得ないわけですし、時代の局面、局面においてどちらを優先するかということが、本来問われなければならない。

さらに言えば、諸外国の例ですと、二大政党がありまして、効率性を追求する政党が勝つ局面と、公正さを追求する政党が勝つ局面とで、政策のプライオリティが入れ代わりながら、長い目で見れば両方がバランスを取れて、その目標とされるというのが、あるべき一つの姿かなと思いますが、わが国の場合は政治システムが現状としてそうになっておりませんので、したがって、考え方のプライオリティの順序を変えるという意味では、日本が現在置かれている国際社会の中での状況、先ほどおっしゃった中国との競争、東南アジアとの競争ということを考えれば、いまは公正さを多少後回しにしても、日本経済の効率アップを考えるべきときではないか、そういう戦略的発想に立ってプライオリティを変えたほうがいいのではないかと。そしてこれが行き過ぎますと、やがてまた均衡ある発展が国民的コンセンサスになる時代もこようかと思いますが、そのときに考えるべきではないかと考えております。

青山委員 林先生のお話、非常に感銘を受けまして、特に先ほどから出てますオリンピック選手級の地域という言葉ですけれども、あえて先生にお伺いしたいんですけども、

オリンピック級の企業だとか、オリンピックの選手という言葉は非常にわかりやすいんですけども、地域という言葉には、どういう性格の地域なのか、非常に抽象的でわかりにくい気がするんです。だからもしそういう性格づけができるのであれば、お話しさせていただきたいし、あるいはもし具体的に、先ほどシリコンバレーの話が出ましたけれども、ああいうものがイメージとしてあるのか、あるいはロンドンなのか、パリなのか、ニューヨークなのか、そういう具体的な地名として言うかどうかをイメージしておられるのか、そのへんお教えいただければありがたいんですが。

林教授 私はロンドンやニューヨークというのは関西のモデルではないと思っております。あれは東京が競争してる相手であって、東京のモデルかもしれないと思っております。関西は伝統的に中小企業の集積が多い場所でございますし、文化の伝統もありますし、そういった特色を考慮に入れますと、むしろイタリアの一部の都市の集積にあるような、伝統工業があったところが新しいインスピレーションを得て、地域としてまとまって、国際的に認知度を高めていくというモデルが考えられますので、ミラノの近くのモデナというまちがその例だと聞いておりますけれども、そういうことをイメージしております。ある種の地域力、その中で、たとえば企業が出て国際的に競争できる企業になる、それもいいですけども、そういうものを育てる土壌のネットワーク、こういうふうな一種の地域のもってる文化力、地域力、相互依存ネットワーク、こういったものが大事ななと思っております。

最近は一企業が一社で一製品でマーケットで競争する時代ではございませんで、ネットワークとネットワークの競争の時代になってきております。VHSとベーターとが戦ったというのは、メーカーが2つ戦ったのではなくて、VHS陣営、ハードとソフトと一体になったVHS規格とベーター規格が戦ったわけでありまして、これからの地域も、たとえば神戸陣営と大阪陣営、あるいは関西陣営と韓国陣営、そういう相互依存ネットワーク同士の戦いになると思っております。その際には核になるプレーヤーというのが重要でありますし、すそ野の広さが重要でありますし、相互依存の体系が重要であります。そういうふうに考えて、地域間競争が地域としてオリンピック選手になるということ、あってほしいなと願ってるところでございます。

新宮分科会長 貴重なご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。予定の時間がまいりましたので、次に進ませていただきます。

地方公共団体からの意見をちょうだいするわけでございますが、これにつきまして事務局からご説明したいことがございますようです。よろしくお願ひします。

事務局（山本参事官） 前回、11月2日でございますが、第2回分科会におきまして、本日、第3回分科会の場におきまして地方公共団体から意見陳述をいただく旨ご了承いただいたわけでございます。これに基づきまして、意見陳述につきまして、事務局のほうから、近畿圏整備法に基づく既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域の存する府県及び政令市のすべてに対しまして、当分科会での意見陳述の希望を伺ったところ、大阪府のみから希望がございましたので、本日これをお願いするものでございます。

なお、意見陳述時の際のご説明資料でございますが、委員席のみに配付させていただいております。

事務局からは以上でございます。

新宮分科会長 それでは太田大阪府知事さん、お願いいたします。

太田大阪府知事 大阪府知事の太田でございます。きょうはこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私はこの分科会での委員でもありますけれども、きょうは工場等制限法の制限を受けております自治体の立場から発言させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

大阪・近畿圏の状況につきましては、すでにご案内かと思えますけれども、高度成長期の真ただ中の昭和45年ぐらいから、近畿圏はずっと低落の一途をたどり、いまや絶対的衰退の危機にあるとおっしゃる方もおられます。確かに国内総生産に占める大阪府の割合は、昭和45年の10%から平成11年には8%、おそらくいまの時点では8%を切っているのではないかと思います。

よく言われますのが、開業率と廃業率の差、開業率は全国平均より少し高いんですけれども、廃業率がいかんせん7%を超えておりますので、放置をすれば事業所はどんどん減っていくという状況が続いております。

そして最もよく取り上げられる数値が完全失業率、ここ1年ぐらい近畿圏、近畿圏ブロックの完全失業率は6%を上回る状態が続いておるということで、特に現在の数字は6.6、最悪の数字が6.8でしたから、近畿圏の悪い状態にだんだん全国のレベルが追いついてきたのではないかと、こんな感じももってるぐらいでございます。

こういう中であって、先ほど来都市間競争のような話が出ております。私ども大阪あるいは関西圏も、先ほどの言葉を借りれば、本来オリンピック級の選手として都市間競争を勝ち抜く一つの地域、関西圏として世界との競争をやっていかななくてはならない立場にあるわけですが、こういうグローバルな競争の環境の中であって、近畿のたどるべき発展の方向は、おそらくどなたもおっしゃるように、神戸、大阪、京都という個性豊かな都市が互いに競い合いながら競争し、そしてこの地域の都市が競争する中で、地方部と都市部とがそれぞれ連携をしながら、補完しながら、圏域全体の発展を実現していくという姿を、おそらく国も、そして私どもも描いているはずであります。

そしていま都市再生ということが国家的な課題になっている中で、近畿圏のプロジェクトにつきましても、たとえば大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成というように、東京圏ほどの数ではありませんけれども、準じて、先ほどの都市間競争を担うべき主体として都市再生においても議論が進められているところであります。大阪ということではなく、むしろ関西圏としての活性化がいま求められている、私もこのように認識しております。

こういう中であって、工場等制限法をどう考えるか、先ほどの林先生のお話にも出てまいりましたが、工場等制限法は、そもそも高度成長期において産業や人口の大都市への過度の集中を抑制するために、工場と大学を対象に制定された、規制という強い政策手法であるわけですが、その後大きく時代は変化をしてきて、産業構造はサービス経済化ということになっておりますし、また、都市部の人口も、先ほどご紹介あったように空洞化をしておる、大阪府域内の都市の状況、人口を見てみますと、特にこの工場等制限法の対象となっております4市、大阪市、堺市、東大阪市、守口市の人口の減り方が甚だしい。

関西圏全体、いま滋賀県がちょっと社会流入しておりますけれども、国勢調査では年

間3万7,000人減っておりまして、その中で大阪府が2万7,000人という数字になっておりますけれども、いま申し上げた制限4市の区域の人口が昭和50年代からずっと減り続けているわけです。特に大阪市は昭和50年代のはじめに大変大きな人口の流出を招き、その後、いま都心回帰ということが若干ございますので、マイナスの幅は減っておりますけれども、いまだにマイナスであることはわかりありません。

こうすることで、工場等制限法にまつまでもなく、人口が都市圏から流出をしておるということでありまして、私どもといたしましては、もはやこの工場等制限法の合理的根拠は、どのような視点から見ても失われておるというふうにはっきり考えております。

工場と大学の状況を少しご説明しておきますと、近畿圏におきましては工場がどんどん減っていく。特に制限区域を有する府県の落ち込み方が激しい状況が続いております。また、工業出荷額という側面で見ましたときに、近畿圏の全国シェアは昭和55年21.7%から、一番新しい平成10年の数字で19.7%と、マイナス2%。そのうち制限法の対象となっております大阪府、京都府、兵庫県は、15.9から13.0へ、マイナス3%ということでありまして、工場等制限法が背景にあることは間違いないと思っております。

大阪府に限って申しますと、平成3年～平成12年の10年間で、府外への工場の転出は171件に上ったのに対し、府内への転入はたった2件、こういうことでございます。もちろん海外への工場の移転ということも大きく進んでおりまして、平成12年10月時点での製造業の海外進出は1,649件、全産業が3,859でありますから、半分近くが製造業によって占められておるということで、一言で申し上げれば、工場等制限法はこれまで大阪や東京から工場あるいは大学を外に出して、特に工場の場合外に出して、地方圏にもっていくという効果があったんだと思いますが、いまや地方圏を通りすぎて、中国、アジアにいつているという状況下であり、これを見ましても、工場等制限法の合理的な根拠は失われているということは明らかであると思っております。

先ほど蓄積の効果、累積の効果とおっしゃいましたけれども、いまや新しい産業を生み出す力は都市にありということだろうと思っております。これは都市に人材が集まるということ、そしてその活力の中から新しいアイデアが生まれ、そして新しい産業に結びついていくということ、あるいは都市圏において産学官連携、産学連携ということが起きるということ、こういうことを含めまして、都市がこれまで蓄積をしてきた、その蓄積を一つのポテンシャルにしながら、新しい人材ですとか、大学ですとかといった活力を加えることによって、これから都市型産業を生まなければならない、生みつつある段階だろうと思っております。しかしながら、私はそういう都市が日本の中に東京だけであってはならない、幾つかの都市がそういう責任を果たしていくべき時期であると思っておりますけれども、特に関西圏においては、いま申し上げました数字からも明らかなように、オリンピック級選手として活躍しようとしても、このような規制がある中で、都市の蓄積、ポテンシャルを活かしきれていない状況があるということを申し上げておきたいと思っております。

併せて、工場の環境改善のための公害対策等につきましても、大阪商工会議所のアンケートによりますと、32%の企業が工場等制限法が支障になって、規模の拡大、ニューファクトリー化等ができないと回答されておられます。ですから環境問題についても障害になっておるということ併せてご認識いただきたいと思っております。

大学のほうは、これも流出を続けておりまして、関西圏の主だった都市が大学の流出に悩んできたという事実がございます。大阪市における例で申しますと、昭和 45 年には大学が 10 校ございましたのが、平成 12 年には 5 校、半減いたしました。学生数もこれに伴ってほぼ半減をいたしております。京都市においても同じような状況が見られません。

よく東京と大阪の話が出ます中で、大阪市における大学の流出が、東京ももちろん外に出てはおりますけれども、多くの大学はまだ頑張っている状況にもあって、そういう中で大阪が若年層の取込みによって都市の活力を増していくということにおいて、東京に大きく差をつけられた、こういうふうな指摘をされる方もおられます。

そういうことで、大学の面においても、私ども都市の活力という意味でも大きなマイナスを経験しておりますし、また、これから産学連携を都市において繰り広げなくてはならないという時点において、これが郊外にこのまま流出し続けるのは、何としてもくい止めなくてはならないと思っております。

そして実際に平成 11 年の時点で、大学院が制限から除外をされましたけれども、これによりまして大阪都心部への社会人向け大学院等の設置が相次いでおりまして、都心部における高等教育のニーズが非常に高いということをうかがわせております。平成 13 年 11 月現在で 5 大学が大阪市内に進出をいたしました。そして構想段階のものが 2 大学あるということがございます。

これから労働力の流動化が進む中で、社会人教育を含めて、あるいは能力開発を含めて、都市圏において大いに進めなくてはならないということも、一方で新産業の創出の過程に必要な機能になってまいります。そういう意味合いにおきましても、この工場等制限法の規制が大きな支障になっておると思います。

以上申し上げたところから、工場等制限法はすでにその役割は終えておる、廃止をすべきである、できるだけ早期に廃止をすべきであると考えておりますし、廃止の効果は東京圏におけるよりも関西圏におけるほうが大きく都市の再活性化という意味で成果を得られるであろうと考えております。

私個人の意見を申し上げます、今日のようなグローバルな都市間競争の時代において、都市を疲弊させる一つの原因になっているのではないかと、これはぜひとも早期に廃止をしていただきたい。大都市圏の自治体としてこのように強くお願い申し上げまして、私からの説明を終わりたいと思っております。

なお、この件につきましては、近畿圏では京都、大阪、兵庫の 3 府県 3 市が揃って工場等制限法の廃止を要望いたしておりますし、また、近畿開発促進協議会におきましても、12 の府県市が工場等制限法の廃止を一丸となって要求しておりますので、併せてご紹介申し上げておきます。

以上でございます。ありがとうございました。

新宮分科会長 ありがとうございました。

委員の方から特にご質問等ございますでしょうか、事務局も含めて。

太田知事さんには、工場等制限法の引き起こしたいろんな問題を、具体的な数字で詳細にご説明をいただき、また、貴重なご意見をちょうだいいたしまして、本当にありがとうございました。あとの審議に活かしていきたいと思っております。

委員席に各関係地方公共団体からの意見書などがお配りをしておりますが、このご紹介及びその資料の取り扱いにつきまして、事務局から説明をさせていただきたいと思っております。

事務局（山本参事官） 意見書の提出でございますが、意見陳述と同様、近畿圏の関係府県市に対して、

意見書提出の意向があれば提出していただきたいということでご連絡したところ、委員席に配付いたしましたとおり、4つの団体から意見書が提出されております。簡単にご紹介させていただきます。

まず最初は京都府でございます。京都府につきましては、これまで林先生、大阪府知事のお話同様、人口、産業の空洞化が進んでおります。土地利用や環境に関してはいろんな規制があって、工場等制限法の創設当時と比べて大きく変化しているもので、今後のことを考えれば、都市の活力の向上という観点から、廃止をすることが適当という考え方でございます。

続きまして京都市でございます。京都市も基本的には同趣旨でございますが、バブル崩壊後、大規模な工場の流出が相次いでいる。産業の停滞等の空洞化を招いているので、いたがしまして、京都市の将来的なビジョンとして、京都のポテンシャルを活かした都心部の再生、創造のまちづくりと連携による魅力ある企業環境の整備という観点から、大学の連携、産業界の連携も含めた形で考えていくために、この工場等制限法が妨げになっていくということで、これも廃止ということでございます。

京都市の意見書には、次に地図、諸指標、大変詳しい資料がついておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして12ページ、大阪市でございます。大阪市も基本的に同趣旨でございますが、工場等制限法の制定当時と大きく環境が異なっているということから、今後の大阪市の展開を考えた場合に、都市活力、魅力の向上という観点から、工場等制限法が障害になっているということから、これも早急な廃止ということでございます。

最後に神戸市、15ページでございます。神戸市につきましても、基本的には同趣旨でございます。阻害要因になっているとともに、いまの工場等制限法については、地方分権推進一括法によって自治事務になったにもかかわらず、国の同意が必要ということで、なかなか柔軟な運用ができないということを含めて、法目的を達成しており、なおかつ廃止すべきということでございます。

以上が意見書についてご説明させていただいたわけでございます。本分科会と並行して首都圏分科会も同じようなことをやっておりますが、首都圏分科会ではこの意見書の取り扱いにつきまして、関係地方公共団体及び事務局との間で、今後とも十分な議論をして、関係者との率直な意見交換を継続して行っていく必要がある、そういったことが重要だという観点から、国土審議会の運営規則第5条3項の規定によりまして、地方公共団体からの意見書に係る資料及び議事録につきましては、分科会の結論を得るまでの間は非公開とさせていただきます。いたがしまして、近畿圏整備分科会におきましても、同様の取り扱いということでお願いをしたいと思います。

また、先ほど大阪府知事からご紹介ございました6団体要望のほかに、社団法人関西経済連合会から国土審議会近畿圏整備分科会長あてに、工場等制限法に関する要望がご

ございましたので、これも委員限りということで手元に配付させていただいております。中身としてはこれまでの地方公共団体から出てきてるものと同趣旨でございます、工場等制限法についての廃止という内容の要望書になっております。

以上でございます。

新宮分科会長 事務局から提案のありました、地方公共団体からの意見書に係る資料及び議事録を、分科会として結論が出るまでの間非公開とするということにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

新宮分科会長 それでは非公開ということにさせていただきます。

本来ですとここでお二方の意見陳述、地方公共団体からの分科会への意見書をちょうだいしております、このご意見を踏まえましてご審議をお願いするところでございますけれども、まだ吉田先生のご意見も残っておりますので、前回の資料説明の補足ということで、工場立地の状況につきまして、事務局から説明をさせていただきたいということですので、お聞きいただきたいと思います。

事務局(山本参事官) 資料3の「工場立地の状況について」ということでご説明させていただきます。

この工場立地の状況についてという説明資料でございますが、工場等制限法の目的からしますと、冒頭林先生のお話にありましたように、あくまでも既成都市区域における産業と人口の集中の防止というための法律でございますので、政策意図として地方への分散とかあったとしても、法律そのものの目的からすれば、既成都市区域内で、そのところがどうなってるのかということを整理をすればいいという意味では、前回お示した資料で十分ではないかと思ってるわけでございますが、首都圏分科会のほうの議論でも、地方のの工場の立地、工場分散、そういったものに対する影響について大変懸念する声がございますので、仮に工場等制限法を見直した場合に、どういった影響が出てくるんであるかということもきちんと押さえたうえで、どういうふうに対応していくのか議論すべきではないかということで、補足的な形で資料を用意させていただきました。

まず1ページからでございますが、全国的な工場立地の状況ということで、前回、工場立地動向調査というのは昭和42年から取られた統計でございますが、これに基づきまして全国の数字、各5年平均で取ったものをご提示いたしました。5年平均で過去のピークに比べれば現在は4分の1の水準になっておる。単年度ベースではピーク時に比べて、これは昭和44年の5,853件に対して、平成11年は976件ということで、6分の1になってる、ここまでは前回ご説明したわけでございます。

それを東京圏、大阪圏、その他の地方圏ということでどのような状況になってるかというふう整理したのがこの折れ線のグラフでございます、工場の立地につきましては、地方圏は昭和42年の統計が取れる頃から全国シェアで9割前後を維持しております。工場等制限法の経緯でご説明しましたように、40年代は規制強化の歴史でございました。それに対して58年から時代の状況にあわせた形で規制緩和をやってきたわけ

でございますが、皮肉にも申しますか、58年以降の数字を見ていただければ、むしろ58年以降のほうが地方圏のほうがシェアが多くなって、東京圏、大阪圏は規制緩和したにもかかわらず、むしろシェアは減っておるという状況でございます。過去20年間、地方圏においては90%を超える高い水準で立地しておる。ただ、絶対数から申しますと昭和40年代の半ばが1次的なピークでございますし、平成のバブル経済の頃、平成元年から3年あたりが第2のピークということでございます。

2ページに、そのような変化を取った形でご説明させていただこうと思っております。3つの時期を取ってみました。最近の工場立地の動向を見るために、どこの地域からどこの地域に移転してるか、工場立地動向調査でも、移転元まで逆上って取れるところは昭和55年以降しか取れませんが、単年度で取りますと、その年しかトレンドが取れないということで、3年平均で、直近の3ヵ年の平成10年～12年、統計を取りはじめたベースになってる55年～57年、先ほど申しました平成2年が第2次のピークになっておりますので、それをささむ平成元年～3年ということを取りました。

要するに本社がどこにあるか、その企業がどこに移ったかというのを整理したものでございまして、東京圏、大阪圏に本社のある企業が、地方圏に行った割合がどの程度かということ、地方圏の中で、要するに地元で立地しておる件数がどれくらいかというのを整理したわけでございます。これを整理してみますと、全国でいいますと、同一圏域、同一ブロック内での立地が増えておるということが言えると思っております。

制限地域のある3府県を取りますと、大阪圏と書いた3県でございますが、全国でシェア的にいいますと、大阪圏から大阪圏以外の地方圏に行ったものということでは6%程度という形になっておりまして、工場立地については工場等制限法が首都圏、近畿圏の制限区域にかかっているといても、これらの地域から外に出ていくものより、まず地元のブロック内で立地しているのが7割あるということをご認識いただければと思っております。

3ページでございますが、先ほどの林先生のお話にありましたように、工場等制限法があるから地方に行くのかという問題で、最近の立地動向でどのような要因で工場立地をしたかというのが、同じように工場立地動向調査で取れますので、最近のトレンドとして取ってみました。

結論から申し上げますと、制限地域、それ以外の地方圏を含めまして、工場立地の選択理由を見る限りにおいては、制限制度の有無が立地動向を大きく左右しているということは考えにくいのではないかということでございます。

立地の選択理由の一番多いのは用地の確保の問題、2番目に地価の問題、地価の問題については、制限区域を含む都府県については4番目になっておりますが、2番目から5番目までの項目のシェアは約11%ということで、ほぼかわりないので、土地がらみというのが2大要因でございます。総体的に言えば制限区域を含む都府県より地方圏のほうが、用地面積の確保なり地価をその理由として上げる割合はそれぞれ多いということが言えると思っております。

それ以外の理由としては、大きく分けて2つという形で、市場等へのアクセス・近接性ということと労働力の確保ということでございます。市場等というのは、市場への近接性の他、消費者に近い、関連企業に近い、本社へ近い、原材料の入手つまり入口に近

い、さらには 10 番目にあります対事業所サービス業・流通業への近接性、いわゆるアクセスの問題が 4～5 項目に上がってるわけですが、それぞれかなりの程度を占めておりますのと、労働力の確保が全国で 4 番目ということで、高い数字になっております。

地方圏に特色のあるものとしては、地方公共団体の助成・協力ということで、地元の熱意というのが、制限区域を含む府県、いわゆる都市に比べれば立地をする企業側からいうと高い評価がされているということが特徴的であろうかと思っております。

4 ページにつきましては、前回、58 年以降の制限法の規制緩和についてご説明させていただいたわけですが、直近の 11 年 3 月の政令による規制緩和の結果、新增設された企業の動向がどうであろうかということを整理したものでございます。11 年 3 月に規制緩和された結果でございますが、近畿圏につきましては、中小企業集積についてはいままでの 1,000 m<sup>2</sup>が 1,500 m<sup>2</sup>まで基準面積が上がっておるわけですが、事例として 1 件しか出てきておりません。その 1 件はこの調査でいうと 3 のところでございますが、制限法の緩和がなければ新增設は行わなかった。したがって、制限法緩和の結果、計画どおりの新增設ができたということでございまして、事例が 1 件しかないものですから、ここでの分析は首都圏の分析ということでございます。

いずれにしろ、前回の政令改正による規制緩和の結果どうだったかということでございますが、まず 31 件について、新設は 5 件、増設は 26 件、したがって、制限区域というところでは、そもそも土地の確保、地価の問題も含めて、新しくつくるといのは非常に難しい。6 つのうち 5 つが既存の工場の増設であるということ、新設の 5 件につきまして、制限区域を含まない、外から制限区域内にきたというものは全くございませんでした。ですから緩和したからといって、外からどんどん制限区域の中に工場が新たにできるということではないのかなと思っております。

この調査した中で、規制緩和がなければ当該新增設の計画はどうなってたろうかということで、仮定の議論なんでわかりませんという答えもあるわけですが、不明と答えた 8 企業を除く 23 件について見たところ、3 分の 2 の 15 件については、制限法の許可を受けて新增設を行うつもりだった。したがって、制限緩和の結果、許可手続が不要になったということでございます。通常、県なり市なりへの相談窓口、事前相談を含めまして申し上げますと、企業の判断からすると 6 ヶ月ないし 1 年ぐらい早く計画を立ち上げることができたという形で、これだけ経済のスピードが早くなってる中ですから、6 ヶ月ないし 1 年間の時間の短縮は極めて大きな効果ではないかと思っております。

残りの 3 分の 1 の工場につきましては、制限制度が緩和されたんで、新たな投資もしくは投資規模の拡大が可能となった。制限制度が緩和されてなければ計画はあきらめた、もしくは当初の計画を小さくして、許可できる範囲内でしかやらなかったということでございますので、緩和の結果、新しい投資ができたり、投資規模の拡大が可能になったということでございます。

たまたまですが、この制限制度があるがために、制限制度があるから制限区域ではできないということで地方に行く、もしくは海外に行くというのは、この調査の結果ではそれぞれございませんでした。

以上が制限法を前回緩和したとき、どういうふうな企業行動が起こったかということ

で、今後も同じ行動が起こるかどうかわかりませんが、ご参考になろうかと思ひまして、整理をしたものでございます。

5 ページでございます。海外移転については、前回上の表は掲げておりまして、製造業全体の海外生産比率が3%から13.1%になり、製造業のうち海外進出を少しでも行っている企業の生産比率、生産額ベースで申しますと、8.7%が32.2%になったという説明をさせていただいたわけでございますが、これについては生産額ベースなんでイメージがわきにくいということもありましたので、統計上取ることは難しいんですが、2つの統計を接合した形で比較してみました。

地方に行くのか、海外に行くのかということで、東京圏、大阪圏、地方圏、それぞれの企業が地方に立地した件数、海外に立地した件数は、先ほどの工場立地動向調査はあくまでも国内の統計でございますので、海外立地は取れないので、東洋経済新報社から出ております海外企業進出総覧という資料で、6,000社ぐらいをカバーしたようなデータでございますが、海外に出資比率20%以上の現地法人を設立したものであるということで取ってみました。

そうすると、東京圏、大阪圏に本社をもつ企業が、それぞれ海外立地を52件、26件、地方圏に本社をもつ企業も42件海外立地しております。それで先ほどの工場立地統計と数を比較してみた結果、全国で申しますと、地方圏8に対して海外1ぐらい、要するに11%ぐらいの割合で地方圏に比べてから海外に出たということで、そのぐらいのレベルで外へ出て行っている。東京圏の企業、大阪圏の企業ということで、大都市圏の企業に限りますと、大阪圏、3府県でございますが、これに関しては2対1という割合で、相当程度海外立地に出ていっている。首都圏の中でも東京圏については3対1ぐらい。片や地方に本社がある企業ということでみますと、19対1という形で、まだ20分の1ぐらいなわけです。

これが今後どういうふうになるかということ、海外生産比率は、特に単純な組立部門についてはどんどん外へ出ていっていることから考えますと、この比率は高まってくると思ひますし、地方圏本社の企業でも19対1、要するに20分の1という数字も高まる傾向にあるのではないかと思ひます。

そういった意味で、海外との関係というのは、今回は例示的にお示しできなかったんですが、立地の件数からいえば、これぐらいのイメージになるのではないかということで整理したわけでございます。

これが冒頭申しましたように、工場等制限法のそもそもの目的は工場の分散ではございませんが、工場等制限法が果たした役割の中で、地方の工場立地に寄与したという部分があり、なおかつ今回工場等制限法を見直すということでございますので、そうした影響も見極める必要があるという観点から、できる限りの資料を使ってということで、整理をしてみたものでございます。

以上でございます。

新宮分科会長 いま事務局から説明をいたしました資料につきまして、さらにはお二方からご意見を先ほどちょうだいいたしております。また、各自治体からの意見書もいただいております。そういったものすべて踏まえまして、意見交換をさせていただきたい、ご質問をしていただきたい、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

いまいろいろご説明いただいた資料は、簡単に言うたらどう理解したらいいんでしょうね。工場等制限法があったから外へ行ったわけじゃないというところが多いんだけど、という面もおっしゃってるし、といてなくなったらまた都市に帰りますわというところもそうあるとも思えない。むしろ海外行くという要因のほうが多いという、そういうことをこれは示しておる、簡単にまとめるとどういうことですか。

事務局（榎本審議官） この制度を見直すとなりますと、周辺の地域なり、あるいは地方のほうで、従来工場、大学がきてくれたのが、今後これ以上こなくなるんじゃないかなろうか、あるいは都心のほうにまた戻ってしまうんじゃないかなろうか、こういうご心配がいろいろあるわけでございますけれども、前回の資料、いまご説明申し上げた資料併せて申し上げますと、工場立地にいたしましても、大学進学につきましても、各圏域内での移動といいますか、移転と申しますか、そういう傾向が非常に顕著になってきているということでございます。

しかも、前回改正をした 11 年のときのデータは、首都圏の整備区域の緩和の部分がかかなり大きいものですから、そちらのほうの資料だけになってるような形になっておりますけれども、それを見ても、従来外にあった工場が都心に戻ってくるというふうな傾向が、基本的に見られないわけでございますので、大きく工場等制限制度を見直した結果、あるいは廃止したとしても、マイナスの効果という面が、かつては確かにいろんな分散施策と併せて効果はあった部分があるかと思っておりますけれども、現時点においてはかなり失われてきているということが言えるのではなかろうかと思っております。

また、海外への進出の問題については、大都市に立地するような企業は比較的外国へ出て行く傾向が強いし、地方に立地してる企業の場合は、ほとんど圏域内で新規の設備増ということを行ってるとというのが実態かということでございます。

新宮分科会長 特にご質問等ございませんでしたら、この工場等制限法をどうするかという問題につきましては、首都圏でも委員会がつけられて、論議がなされておるところでございますので、事務局から首都圏におきます工場等制限法についての議論についてご紹介いただければと思います。

事務局（榎本審議官） 首都圏におきましても 2 回この問題につきまして議論をいたしてございます。特にはじめの会議のときには、工場等制限制度について、廃止するのは望ましいあるいは廃止したとしてもよいけれども、結果として、都市環境が悪化することにならないのかとか、あるいは首都圏整備計画の中で都市内産業の育成をもっとしっかりやるべきじゃなかろうか。また、都市再生、その他いろいろ言われておりますけれども、大都市問題のいろんな課題がございまして、そういう対応策についてもしっかりと議論する必要があるんじゃないかなろうかというふうなお話がございました。

先週の金曜日にございましたこの問題についての 2 回目の会合の場におきましては、さっき申し上げたことにかかわるんでございますけれども、廃止した場合に既成市街地に工場が戻ってくるのではないかという懸念を表明される場所もございました。

ただ、先ほど申し上げたようなことで、改めてご説明した経過があるわけでございますけれども、関係の自治体の中におかれましては、まだこのへんの実態につきまして十分ご理解いただけてないところもございまして、制限区域を含む自治体の方々と、その周辺の自治体の方々と、議論が分かれてるところもございまして、今後それにつきまして

は個々に実態を踏まえた議論を深めさせていただきたいということで、お話を申し上げたところでございます。

また、従来この工場等制限制度が、他の施策と相まって地域の振興に結果として役立った、目的としてはそういうところは意図していたわけではございませんけれども、結果として役立ったという面からすると、今後の地域振興施策なり、あるいは分散施策を考えていくうえで、国として新たにできるようなこと、あるいは必要と思われること、これを考えていくべきではなからうかというご指摘がございました。

また、個別の問題といたしましては、制限政策とも関連をもってできております工業団地造成事業がございまして、これは収用権をもった都市計画事業として行われておまして、いままで 50 数カ所まで事業が行われてるわけでございますけれども、その事業がまだ用地が残ってるようなところも幾つかあるわけでございます。そういう事業の完遂という観点から考えてまいりますと、もう少し制度の弾力化ということも考えていただけないかというご意見もいただいております。

新宮分科会長 関東圏ではもうしばらく、意見集約には時間がかかる感じですか。

事務局（榎本審議官） おそらく 11 月いっぱい、個別にいろいろとお話をさせていただくということになるかと考えております。

新宮分科会長 それでは吉田先生からご意見をちょうだいしたいと思います、まず事務局から先生のご紹介をお願いいたします。

事務局（山本参事官） 京都大学大学院経済学研究科の吉田和男教授でございます。ご専門は数理経済学、公共政策等についてでございますが、大学のあり方やビジネス教育の重要性について様々な方面で議論をされておまして、本日はこのようなお立場から工場等制限法について、おもに大学立地に関してご意見を賜りたいと思っております。吉田教授、よろしくをお願いいたします。

吉田教授 ご紹介いただきました京都大学の吉田でございます。いままで立地の中に大学が入ってるということで、私も大学にきて、その以前は霞が関にいましたが、16 年ほどで、大学行政の中で、直接その担当の仕事はしたことないんですけども、いろいろお伺いすると、とにかく大学が新しい講座を設けてやっていくのに一番重要なのが、この近畿圏整備法だという話をよく聞かされておりました。

最近の大学の拡張の中は、大学院が多いものですから、大学院は例外措置ということで、それ自身については制約がないということですが、大学のあり方として、立地というものとの関係で私の考えをお話させていただきたいと思っております。

大学のイメージというのは、たとえばケンブリッジ大学とか、何とか大学とか、田舎の広大な敷地の大学をイメージするわけです。それはサイエンスという場合に非常に適した雰囲気だと思うんです。思索をして、ケンブリッジ大学でリンゴが落ちて引力発見したという話もありますが、それは別にして、とにかく思索をするためには情報が少ないほうがいいという一つの考えがあるわけです。たとえばアインシュタインは数学者に育てるためには灯台勤務をさせるというわけです。それは一つの正しい側面だと思うわけです。ある意味でまちから切り離されたところで、サイエンスなり、あるいはもうちょっと伝統的な学問をやるには、非常に適した環境を提供してくれるものだと思うわけです。

そういうイメージに従って、たとえば筑波大学なんか典型的ですが、非常に立派な施設をつくって、それなりに成果を上げられてるわけですが、しかし、大学はそういう面も一つの側面だと理解していただくほうがいいと思うわけです。たとえば工学関係ですと、産学協働という話があるわけですから、産学協働というものを実行していくのに、産のあるところにあつたほうがいいわけで、もちろんわざわざ行ってもいいんですけども、しかし、お互いにそれぞれの仕事をもちながら交流するということになると、遠いところにあると非常に難しい。特に産学協働でも、いわゆるセミナーハウスみたいなものを置いて、そこで一生懸命研究したり、実験したりする、これは山奥にあつてもどうてことないですし、むしろ大きな設備が置ける広い場所のほうがいいかもしれないんですが、しかし、より実業に近いところの分野は、むしろそういうふうな環境にないほうがいいと、私は思うわけです。

特にITビジネスというのは、京都大学にも情報学研究科がありますが、ああいったものはむしろ地元といえますが、産業とくっついてるほうが非常に有効性が高い。関西で、関西IT戦略会議というのをやって、ITを振興しようという話があるわけですが、その中でも議論が出てくる、どうしてみんな東京に集まるんだというわけです。ITというのは、地理的な距離を無視できる装置として非常に有効なわけで、地球の裏側とも一瞬にしてつながるわけですが、しかし、ITビジネスをやる連中はみんな東京に集まるわけです。それはITを使えば地球を無視できるわけですが、しかし、ITビジネスをどうやったらいいかというのは、ITじゃわからないわけです。むしろITをやってる者同士がインフォーマルに接触することによって得られる情報によつてるわけです。

ビジネスの場合そうですが、大学の場合も似たようなところがあつて、雑多な情報の中のインフォーマルなネットワークの中で得られる知識、それは交流ですから、大学からフォローアウトするものもあるし、大学にとつてもフォローインするものもずいぶんあると思うわけです。

先ほども言いましたように、大規模な実験機械を使って、原子炉とか、原子炉を大阪市内に置いてやるのはあまり適当じゃないんで、熊取にあるわけですが、そういったものとは違う産学の協働の場というものがぜひ必要だと思うわけです。

私たちのやつてる経済学あるいは経営学の分野でも、私の専門は数理経済学ですので、紙と鉛筆があればどこでもできるんですけども、しかし、それだけでやる面というのは一つの側面でしかなくて、実業家の方と議論しながらやつていく、私も大阪にしょっちゅう、いまも日研センターに行つてたんですけども、交流する機会をぜひもちたいと思つて、よくきてるんですけども、産業のあるところで議論するということも極めて大事なことであるわけです。

経済学というのはサイエンスですので、一つのルールがありまして、たとえば数理経済学という私の分野ですと、論議の仕組みで学問やつていくわけですから、それ自身をやることについては、街中である必要はないわけですが、しかし、それはあくまで実体の反映として何かのアイデアがあつて、コンセプトがあつて、そこから生まれてくるものなわけです。

さらに言いますと、経営学あるいはビジネスという領域になりますと、実体がなけれ

ば全く意味がないといってもいいようなところがあるわけです。ビジネスというのは特にサイエンスとは必ずしも一致しないわけですし、サイエンスのルールではないやり方を取らざるをえない。そうするとどういうやり方をするか、よく皆さんお聞きになると思うんですけども、ケース・スタディをする。これは実際の企業が何をしてるかということ的前提にして、その情報をもとに研究をするということになるわけですから、産とまさにくっついてなきゃいけない。ビジネスの分野というのは、医学部でいうと基礎医学と病院ぐらいの関係にあると思えば、患者がこれる病院でないと困るわけです。そういう意味で、大学の研究においても、街中というものが重要ではないかと思うわけです。

事実、いろんな大学が大阪市内にあっても、大阪駅前にわざわざつくるといってもやってるわけですし、私らもビジネススクールつくりたいと思って考えてるんですけども、その場合もできれば駅前にサテライトの研究室なり教室をもちたいと思いますし、ITがありますから、遠隔講義もできますので、遠隔講義できるから遠くてもいいじゃないかというわけには、私はまいらないと思うわけです。そういった研究なりの必要性からも、まちの社会というのと密接な関係がある。

次に学生です。学生をどういう教育環境に置くのがいいのか、一つの考えは、先ほど言いましたように、サイエンスの世界ですとアカデミックなところがいい。灯台のほうがいい。あるいは中世の大学はみんなとんでもないところにあって、僧院から一步も出ないで勉強するわけですが、果たしていまの学問を教えるのにどういう環境に置いて教えたほうがいいかと考えると、もちろんサイエンスの教え方もあるわけですが、ビジネスなり、あるいは産に近いような工学をやっているような学生は、むしろ街中で教えるということも非常に重要だと思うわけです。

社会人の教育というのが、今日非常に重要視されておりますので、社会人の教育を円滑に行うには隣接してるほうがいい。必ずしも夜間にやるとか、休日にやるとか、そういうことでなくても、必要なことだと、私は思うんです。

私も大学以外に小さな私塾をつくって、そこで王陽明の中国哲学をみんなと一緒に勉強してるんですけども、そういうのもまちにないといけないことで、遠くからもくるんです、東京からも車できますし、くるんですけども、やっぱり電車とかできていただけ。そういった社会人にとっての大学というのは、これから非常に重要な意味をもって来る。特に資本主義経済が資本を中心とした経済から、知識を中心とした経済へ移行するということになりますと、大学教育というのは18～22までというふうに考える必要は全くないわけですし、むしろ多様な機会があって、また、その多様な機会を活かせることが経済の発展の基本になってくるということになると思いますし、現実的な問題で言いますと、街中に学生がたくさんいるというのは、京都なんか学生がたくさんいるものですから、非常に楽しいまちになるわけです。

そういう意味で、高度成長期の要請というのは確かにあったと思うんですけども、今日その要請というものがなくなったとすれば、大学がもう少し自由に立地できるような環境というのをぜひ整備していただきたいなと考えてる次第です。

新宮分科会長 ありがとうございます。

ただいまの吉田先生のご意見につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いを

いたします。

秋山委員（代理） いま吉田先生が産学協働の必要性をおっしゃられました。私もそのとおりでございます。新しい産業を創出していくためには、産学協働が非常に重要でございます。そういう意味で大学と企業の連携を進める機関ということで、都心部にコミュニティカレッジというものが必要じゃないのかなというふうに思っております。

コミュニティカレッジに必要な事項を2つほど思いつくんですが、これはこの場がふさわしいかどうかわかりません、国土交通省さんというよりも、むしろ文部科学省さんの分野かもわかりませんけれども、一つはカリキュラムの整理ということがあるんじゃないかと思います。大学でございますので、当然基礎的な知識を身につけるといふ機関でございますけれども、それに加えて、最近は大ビジネスに役立つ実務知識を付与する、そういうカリキュラムがいるのではないのかなと思います。

こういう大学を都心部に設置する場合には、いま大学設置基準というのがございまして、校地は校舎の3倍の面積が必要であるという基準がございまして、このへんがかなり都心部に大学を戻す場合の制限要素になっていくんじゃないか、そのへんの緩和が必要じゃないかと思います。

先生の産学協働とおっしゃったことにつけ加えさせていただきました。

吉田教授 おっしゃるとおりで、大学という概念にこだわる必要ないかなという気もするんです。多様な教育機関が知識経済社会に必要なようになってきますから、大学にこだわる必要はないと思うんですが、しかし、大学がコアになることは重要なことだと思います。

特に実務知識という場合も、会社で仕事をするうえにおいて必要な知識、これは専門学校とか、いろんな教育機関があると思うんですが、実際に仕事をするわけですが、それをアドバンスさせる、発展させる、手前みそですけれども、たとえば京大の経済学研究科で去年から金融工学の講座を設けていただいたんですが、そういったこれから必要になるような実務知識を生み出す力になるようなカリキュラムというのも必要になってきますし、今年からですけれども、事業創生講座というのを設けていただいておりますので、事業を起こすことにどういうふうな学問的理論が必要かということも研究し、また、そういう教育をするということが必要になってくるかと思うわけです。

もう一つの設置基準の緩和というのは、文部省のことなわけですが、これから私立大学といっても、多様な私立大学が出てくると思いますので、全く私も同感に思います。

紙野委員 大学の問題の以前に、先ほど林先生も、大阪府の太田知事もおっしゃった話に戻りますけれども、工場等制限法が近畿圏全体にとっていまや足かせになってきてる、これは間違いのない事実で、この前申し上げたとおりでございます。いまあること自体がむしろおかしい。その問題はきちっとこれから詰めていかなきゃいけないと思います。

ただ、大学の動きとか、そういうものについては、各府県で少し事情が違うということもございまして。たとえば大阪府を取り上げた場合に、大阪市からは出ましたけれども、大阪府内にとどまっている。だから問題は実は2つあって、220km<sup>2</sup>の大阪市の中でのものを考えると、それは非常にまずいんだけど、大阪府内全体を一つの都市として見た場合には、その中で起こってることであって、これから100年間どうやっていくかというときに、これは大阪の場合だけですけれども、大阪としてはそれをどう意識して、

どこへ政策をもっていけばいいのか、その場合に、さっき申し上げたように、その政策が自由でなきゃいけないから、そういうものを阻害する原因になるものは、いかなるものであってもないほうがいい、これは事実です。そのプランがいかかであろうと、それは自由にやらなきゃいけない。全部大阪市に集めましょうという考え方だってあり得るわけだし、あるいは他の市へ集めましょうという考え方だってある。それは現在の制度ではできない。それは制度が問題なんだが、大阪府内の今後の産学官協働を見通した、大学と都市というものの関係を再構築するうえでは、それはどんなプランをもつべきかというのはまた別にある、これを混同してしまうと、何をやってるかわからなくなるんですね。

京都府さんの場合は、もうちょっと事情が違う、府県間の問題があって。兵庫県さんの場合は県が大きいから、ふところの中にみんな入ってしまうわけだけれども、政令市として神戸市さんで考えた場合には、神戸市さんは大阪市よりはるかに広くて、600km<sup>2</sup>ぐらいありますから、その中で抱えてある。これはですから大阪と似た問題があるんですが、それは神戸市さん独自の問題として考える面と、兵庫県の中で考える面と両方出てくる。

だからそういうところを混同してはいけない。各府県それぞれに特性がある。しかし、近畿圏全体としてはそういうものを乗り越えて、大学というものの将来のあり方は根本的に考え直さないといけないし、先ほど吉田教授ご指摘のように、それと都市との関係も再構築していかなくちゃいけない、ということだと私は思ってるわけです。

そうしませんと、制度は取ったけれども何も無いということになってしましまして、あとは大学間競争とか、そんな問題に全部移ってしまう。これは非常に不幸なことでありまして、たとえば大都市の中へコミュニティカレッジをつくったときには、おそらく今度は外にある私学は一定の抵抗をおもちになるでしょうね。そういう問題になってしまったら、非常にまずいわけです。だからそのところをもっとしっかりしたものを、近畿圏独自の方策というものを立てていかなくちゃいけないのではなからうか。これは一つ感じてることです。

もう一つは、先ほど大学院の話が出ました。大学院はだいが都心へ帰ってきてるわけです。これから近畿圏は大学院を育てるべきなのか、それとも大学あるいはカレッジあるいは専門学校、専門学校という言葉は大嫌いなんですけれども、何かいい言葉ないかと思って考えてるんですけれども、そういう一定の技をきちっと教えてくれるところですね。そういうものに重点を置くべきなのか、それは製造業と一緒に、大都市というのは全部いるんだという話、これは当然なんですけれども、それでもいまの時代で緊急向こう10年か20年の間で、どこへ重点を置いて育てるべきか、これはそれぞれ事情が違おうと思えますけれども、私はどちらかということではなからうか。これをいかに都市に根づかせるかということ、私はそう思ってます。一方で、スキルを身につけていくような、よけいなこと考えないで、しっかりスキルを教えるというものも必要な。

私はそう思っておりまして、そういうものを進めていくうえで自由でなくちゃいけないということが基本ではなからうかと思っております。

新宮分科会長 ほかに特にございませんでしょうか。

きょうはいろいろご意見をちょうだいいたしました。結論的にというか、まとめ的に

申し上げれば、前回のときと同じように、工場等制限法というものについては、もう使命は終わったというか、「べからず」という制限的な法律はもういらぬということについては、全員ご意見が一致しておったかなと思います。

ただ、やめればいいというものじゃないなという、新しい 21 世紀にこの地域がどう発展していくべきか、特に都市と地方と申しますか、都市部以外のところ、それぞれが新しい発展戦略をどう考えて、どうやっていくか、それを規制じゃなくて、インセンティブ的な、誘導的な施策でどうもっていくのが一番いいのか、そのへんを考えていく必要があるな。しかし、工場等制限法については、もう廃止してもいいというご意見は一致しておるかなということだったかなと思います。その点を踏まえまして、次回の審議に入らせていただきたいと思います。

本日は本当にお忙しいところ、ご意見をちょうだいいたしました先生方にお礼を申し上げたいと思います。また、委員の皆さんにはご審議に協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思いますが、事務局から話があるようでございます。事務局にお返しいたします。

事務局（榎本審議官） 長時間にわたりまして有意義なご議論、まことにありがとうございました。

今後の進め方でございますけれども、もし委員各位のご了解をいただきましたならば、事務局のほうで答申文のたたき台を作成をさせていただきまして、できれば事前に配付をさせていただいて、皆さま方から可能な限りでご意見をちょうだいいたしまして、そのたたき台を修正のうえ、次回の分科会でご審議賜りたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

新宮分科会長 そういう考え方でよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

事務局（榎本審議官） よろしければそうさせていただきたいと思います。

次回、4 回目の分科会でございますけれども、日程などにつきまして、分科会長とご相談をさせていただきましたうえで、皆さま方ともご相談のうえ、ご連絡を申し上げたいと思います。師走のお忙しい時期にかかろうかと思っておりますけれども、よろしく願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。